工事(業務)費等積算内訳書の取扱いの変更について

平成 23 年度より落札候補者の方にご提出いただいている工事(業務)費等 積算内訳書の取扱いについて、下記のとおり変更することといたしましたので、 お知らせいたします。

1 変更内容

① 従前の取扱い

【提出義務者】落札候補者

【提出期限】 開札日の翌日まで

【提出様式】 札幌市が告示した工事(業務)設計書(見積参考)のとおり

【提出内容】 札幌市が告示した工事(業務)設計書(見積参考)に記載されている全て

の項目についての積算金額

② 変更後の取扱い

【提出義務者】従前から変更ありません

【提出期限】 従前から変更ありません

【提出様式】 <u>札幌市が告示した工事(業務)設計書(見積参考)</u>、又は、それぞれ下記の様式を使用することができます。

- (1)設計総括表(営繕系工事の場合「工事内訳」)
 - 落札候補者独自の自社様式又は入札時の工事費等内訳書の様式
- (2)設計内訳書(営繕系工事の場合「種目別内訳書」・「科目別内訳書」・「中科目別内訳書」)
 - 落札候補者独自の自社様式

諸経費の算出根拠が判るよう明示すること。(別添記載例を参照)

- (3)一式当り内訳書及び単価表(営繕系工事の場合「細目別内訳書」・「別紙明細」
 - 落札候補者独自の自社様式

ただし、名称、規格、単位及び数量等の項目は、札幌市が告示した工事(業務)設計書(見積参考)に準じること。なお、確認の結果、疑義が生じた場合は下位の単価表等の提出を求める場合があります。

2 適用年月日

平成28年2月17日以降に告示する工事等から適用します。

※ 入札時、すべての入札参加者の方にご提出いただいている工事費等内訳書(設計総括表)の取扱いについては変更ありませんので、これまでと同様の手順で作成しご提出ください。

お問い合わせ先: 札幌市財政局管財部工事管理室 電話 011-211-2462